

羽曳野市立高鷺南中学校
部活動の在り方に関する方針

平成31年4月

本方針策定の趣旨等

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、互いにより自分自身を高めようとする中で、次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
 - ・ 部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。
 - ・ 体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
- しかしながら、過度な部活動の練習や取組み等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題とともに、教員の長時間勤務の要因の1つとなることを考慮しなければならない。
- このようなことから、羽曳野市教育委員会が策定した「羽曳野市部活動の在り方に関する方針（平成31年4月）」、に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組み等について、本方針を策定する。
- 本方針は、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、最適に実施されることが重要である。
 - ・ 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること。
 - ・ また、教育課程内の活動や学校外の活動等にも十分配慮し、バランスの取れた心身の成長を促すこと。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 学校は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑な部活動の実施に努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正に努める。
- ウ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 生徒の健全な成長の確保の観点から、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、怪我やスポーツ障害の他、バーンアウトすることがないように、休養を適切に取りつつ指導を行う。
- ウ 生徒の発達段階や習熟の程度を考慮し、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入する。

エ 特に夏季の部活動においては、熱中症事故が懸念されることから、気象庁の高温注意情報を考慮しつつ、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。

3 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動を行わない日（以下「NO 部活 DAY」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動や活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、また、教職員の時間外勤務の短縮を目的として、以下を基準とする。

- ① 原則、年間を通じて、週当たり 2 日以上休養日を設けるようにする。（年間 104 日以上休養日。）
上記については、これまでの「NO 部活 DAY」を徹底すること。また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とすること。しかしながら、試合や大会を控えている時期、試合や大会参加、その他やむをえない理由等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 部活動の連続活動日数を 4 日以内とする。
- ③ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ④ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。

4 高鷲南中学校 部活動確認事項

クラブ活動基本方針

共通の意志で集まった集団であるからこそ、教育活動できる

クラブの活動を通して

- ・ 基本的生活習慣の確立をめざす。
- ・ 生徒の質（あいさつ、マナー、ルールの遵守）を高める
- ・ 生徒同士、生徒と職員、保護者と職員の信頼関係を構築する
- ・ 生徒の学校教育活動への取り組む姿勢の向上と健全育成を目指す

- ① 活動について
 - 1 顧問が練習につくことが原則。離れている場合は必ず指示をする。顧問全員が校内にいない場合は、活動を中止する。（家庭訪問期間中は除く）
 - 2 ケガや事故が起こった場合、敏速に対応できるように、職員間のサポートが必要である。

さらに、速やかに保護者と連絡を取り、必要に応じて医療機関に連絡、運搬をする。(首より上の事故、怪我は医療機関に連れて行く)

- 3 他校に出る場合は、職員室前入り口ホワイトボードに活動場所、活動時間を記入しておく。(緊急時に対応できるように)
- 4 長期休業中の練習計画は、必ず保護者に案内プリントを配布する。
- 5 部内の話し合いやミーティングは顧問がつくことが原則。内容の把握は絶対必要である。(上級生から下級生のクラブ内の指導については十分気をつける)

② 平日の練習について

1 活動日について

- ・月曜日と木曜日は「NO 部活 DAY」として、放課後の部活動は原則禁止。ただし、公式戦前はその限りではなく、17時00分時終了、17時15分下校で練習を行える。
- ・土曜日と日曜日の活動時間は二日間で一日とする。例えば、土曜日に一日練習した場合には、日曜日は休みにしなければならない。ただし、公式戦や練習試合、合同練習会などの場合はその限りではない。
- ・原則、連続4日以内の活動とする。ただし、公式戦や学校行事の関係上、やむを得ない場合が生ずる場合がある。

2 下校時間

1・2年学年末テスト～10月の中間テストまで 18時00分

10月の中間テスト後～1・2年学年末テストまで 17時30分

(原則として公式戦1週間前に関しては30分延長可能。但し保護者、職員に必ず報告し了承を得ること。)

基本的には15分ほど前に活動を終え、最終下校時刻までに校門を出る。

また、クラブ使用場所の戸締まり、消灯は顧問が責任を持って行う。

3 早朝練習について

早朝練習は7時30分～8時15分とする。

③ 土日の練習について

- 1 顧問が正門、活動場所の鍵の開け閉めと消灯確認を行う。最後に学校を出る先生は機械警備のセットも行う。
- 2 侵入者防止の為、正門(閉じる)・職員玄関(要施錠)・下足室のシャッターは開けない。
- 3 自転車で対外試合に出る場合のみ、顧問の判断で自転車登校を認めることができる。自転車登校を普段から認められている生徒についてはこの限りではない。
- 4 対外試合など自転車を利用する際、ヘルメットを着用する。

④ テスト前の練習について(原則)

- 1 定期テスト1週間前は放課後のクラブ活動をしない。しかし、公式試合前においては、定期テスト3日前まで活動を認める。(17時00分終了、17時15分最終下校とする)
- 2 実力テスト前については前日のクラブ活動は認めない。
- 3 テスト前の早朝練習については前日、当日は認めない。
- 4 補充や学力保障の充実・テスト前の学習時間を保障する。

⑤ その他

- ・顧問は生徒の入部、退部について、本人・保護者・担任と連携をとる。(退部届け提出)
- ・放課後のクラブ指導は特別な事情がない限り、全員で行う。
- ・クラブの問題であっても、状況によっては担任、学年と連携して対応する。
- ・運動場クラブの活動時には運動場側のトイレを使用すること。長期休業中には清掃分担を決める。
- ・分担を決めて、石灰倉庫を清掃する。

羽曳野市教育委員会監修